

平成14年11月7日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

国立市立小学校職員にかかる給与の支給を違法・不当
として必要な措置を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	野 田 和 男
同	桜 井 良之助
同	横 山 樹
同	藤 原 房 子

第 1 請求の受付

1 請求人

国立市 太 田 政 男

2 請求書の提出

平成14年9月13日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 国立市立国立第五小学校は、体罰による処分などに始まるさまざまな不祥事が繰り返されてきた学校である。職務専念義務の問題、教員間の現金授受・職員室の私的文書コピー、職員会議録等に見られる校長と教職員の対立など、教育公務員としての規律の乱れは目に余るものがあった。そして当該校の都事務主事においては、事務室及び事務職員が保護者・市民に対し、全体の奉仕者として到底許されるべきではない言動が認められ、一事務担当にすぎない職員が、事務上の学校経営の主導権を握りがちであったとされている。今般、不当な給与の支払いを受けるとともに、職務上の職責を利用して、不当に自らの超過勤務手当を受給したという違法行為が明らかになった。

イ 超過勤務は学校長がその内容と時間について命令し、その後職員と学校長が実績確認するもので、すべて印による決裁となっている。そして、事務職員が時間

外勤務手当等報告書によって都に報告し、手当を受給するものである。しかし、平成14年4月には手続き上書類が整ってはいるものの、5月の勤務命令簿には学校長の確認印がなく、6月7月の両月には命令権者印すらないことが明らかになった。命令を受けていないにもかかわらず、架空の命令簿を作成し、自らの職権で作成した虚偽の報告書によって、自ら超過勤務手当を受けたということは、違法な手当の受給である。

ウ 当該職員は、平成13年度171時間の時間内組合活動に参加している。その反面53時間の超過勤務をしたとしている。時間内組合活動については、職務専念義務免除と給与減額免除の申請に不備があり、参加票も含めた手続きに瑕疵があり、その時間に支払われた給与は不当な支払である。そして、業務に支障がないことを前提とした時間内組合活動であるにも関わらず、超過勤務が53時間ということは、支障が明確にあったわけである。一方超過勤務53時間の実態について調査したところ、13年度学校長及び二人の教頭は、超過勤務等命令簿には一切押印した事実はないと証言している。13年度1年のみ学校長の職にあった元校長は、命令簿の存在すら知らなかったと思われる。また、命令簿には、勤務内容や日時を書く欄があるが、筆跡はすべて一様であり、当該職員が書いたものであり、現にある押印は職員が不当に押した命令権者の印と思われ、このことにより得た超過勤務手当は違法な手当の受給である。このような違法行為は相当な注意力をもってしても知り得ず、1年以上経過した事案についても請求の対象となる。

(2) 措置要求

ア 架空の超過勤務の命令及び命令簿を作成したこと、虚偽の報告書を作成し、都に報告したこと、それにより違法な手当を受給したこと、は職務上の権限を行使した悪質な行為であり、業務上の処罰の対象にもなることである。この違法な公金支出の手当を返還させるとともに、当該都事務職員を法的手段に基づいて厳正な処分をすること。

イ 時間内組合活動の手続き上の不備を精査し、不当に支払われた給与は違法な公金支出であり、都に返還させること。

ウ 当該職員は学校都事務の職員にふさわしくなく、公務員としての資質にも欠けるところから、職員配置転換をすること。

エ 当該校に赴任した平成9年度までさかのぼり、超過勤務手続の実態を調査すること。

オ 国立市のみならず、都の全公立学校事務職員の時間内組合活動及び超過勤務の実態を調査して必要な改善を図るとともに、学校事務に対する監査を制度化し、事務手続を適正化して学校長の学校経営に資する体制を作ること。

カ 時間内組合活動におけるながら条例は、学校教育の健全化に多大な悪影響をもたらしている事実があり、早期に改正するよう関係機関に働きかけること。

4 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項は、請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことはできないとし、ただし「正当な理由」があるときは、この限りでないとしている。

平成14年9月13日に提出された本件請求において請求人は、平成13年4月以降の給与の支給について、給与減額免除申請等の手続に不備があるのに減額しないで支給したこと及び校長の命令行為等がないのに超過勤務手当を支給したことを違法・不当と主張しているものと解されるが、平成13年9月13日以前の支出については既に1年を経過している。

ところで、法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」があるときとは、当該行為が秘密裡になされたかどうか、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと判示されている（昭和63年4月22日最高裁判決）。

上記判例に照らせば、給与減額免除申請等の手続に不備があるのに減額しないで給与を支給したことは相当の注意力をもってしても知り得なかったとの主張には「正当な理由」があるとは認められず、一方、職員が校長の印を勝手に使用して超過勤務等命令簿を作成し超過勤務手当を支給させたことは相当の注意力をもってしても知り得なかったとの主張には「正当な理由」があると認められる。

よって、本件請求のうち、給与減額免除申請等の手続に不備があるのに減額しないで給与を支給したことを違法・不当とする請求については、平成13年9月14日以降の給与支給を、また、校長の命令行為等がないのに超過勤務手当を支給したことを違法・不当とする請求については、平成13年4月以降の超過勤務等命令簿に基づく超過勤務手当の支給を、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

校長の命令行為等がないのに超過勤務手当を支給したことを違法・不当とする請求については、平成 13 年 4 月以降の超過勤務等命令簿に基づく超過勤務手当の支出を、給与減額免除申請等の手続に不備があるのに減額しないで給与を支給したことを違法・不当とする請求については、平成 13 年 9 月 14 日以降の給与支出を監査対象とした。

2 監査対象局

教育庁を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。

なお、平成 14 年 10 月 9 日付けで、新たな証拠として「事実証明書」が提出された。

また、平成 14 年 10 月 9 日に教育庁の陳述の聴取を行った際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) 超過勤務命令がないにもかかわらず超過勤務手当を支給したことを違法・不当として当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求人の主張のうち、平成 14 年 6 月及び 7 月分の超過勤務等命令簿に基づく超過勤務手当の支給については、請求人の主張に理由があるものと認める。
- (2) 職務専念義務の免除及び給与の減額免除手続に不備があるのに減額せず給与を支給したことを違法・不当として当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求人の主張のうち、平成 14 年 3 月 11 日の時間内職員団体活動に仮承認を受けないまま参加したにもかかわらず減額せず給与を支給したことについては、請求

人の主張に理由があるものと認める。

したがって、法第242条第4項の規定に基づき、都教育長に対し、別項のとおり勧告する。

なお、超過勤務命令、職務専念義務の免除及び給与の減額免除に関しては、規定の遵守をさらに徹底させる必要があることから、都教育委員会に対し、別項のとおり意見を付す。

以下、事実関係の確認、教育庁の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 市立小学校職員の法的位置付けについて

本件請求にかかる国立市立国立第五小学校（以下「本件小学校」という。）の職員（以下「本件職員」という。）は、国立市の職員であるが、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条により、都が給与を負担する職員（以下「都費負担教職員」という。）である。

都費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）において次のように規定されている。

ア 都費負担教職員の任命権は都教育委員会（以下「都教委」という。）に属する（第37条第1項）。

イ 市教育委員会は、都費負担教職員のサービスを監督する（第43条第1項）。

ウ 都費負担教職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、市の条例及び規則並びに市教育委員会の定める教育委員会規則及び規程に従い、かつ、市教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（第43条第2項）。

国立市では、地教行法第43条第1項に定めるサービス監督権限のうち超過勤務命令及び職務専念義務を免除する場合の承認は、各学校長が行っている。

(2) 給与の支出等について

都知事が有する予算執行権限は、都教委に関しては教育長に委任されており、都費負担教職員の給与の支出は東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88

号)第6条により、都教育庁の予算担当課長が支出命令権者となっている。

一方、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第115号。以下「事務処理特例条例」という。)第2条により、超過勤務手当、給与減額等のデータ入力用報告書の作成などの給与の支給事務及び給与の減額免除(以下「給与減免」という。)の承認については、国立市教育委員会(以下「国立市教委」という。)が処理している。

なお、国立市では、給与減免の承認は、各学校長が行っている。

(3) 超過勤務手当について

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年条例第45号)に定める正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、学校職員の給与に関する条例(昭和31年条例第68号)第17条により、超過勤務手当が支給される。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都教育委員会規則第5号)第7条及び第31条により、市教育委員会は、職員に超過勤務を命ずるときは、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならない。

(4) 超過勤務手当の支給実績について

本件職員に対する平成13年4月以降の超過勤務等命令簿に基づき支給された超過勤務手当の支給実績は表のとおりである。

(表) 超過勤務手当の支給実績

支給年月	時間数	備考
平成13年 6月	6	平成13年 4月の超過勤務分
平成13年 7月	6	平成13年 6月の超過勤務分
平成13年 8月	2	平成13年 7月の超過勤務分
平成13年9、10月	0	—————
平成13年11月	4	平成13年 9月の超過勤務分
平成13年12月	18	平成13年10月の超過勤務分 9時間 平成13年11月の超過勤務分 9時間
平成14年 1月	0	—————
平成14年 2月	6	平成13年12月の超過勤務分
平成14年3、4月	0	—————

平成14年 5月	11	平成14年 2月の超過勤務分 5時間 平成14年 3月の超過勤務分 6時間
平成14年 6月	9	平成14年 4月の超過勤務分
平成14年 7月	4	平成14年 5月の超過勤務分
平成14年 8月	3	平成14年 6月の超過勤務分
平成14年 9月	4	平成14年 7月の超過勤務分
平成14年10月	0	—————

(5) 勤務時間内において給与を受けながら行うことのできる職員団体活動について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条の2第6項によれば、地方公共団体の職員が、職員団体のための業務・活動を勤務時間内において給与を受けながら行うことは、原則として禁止されており、条例で特別の定めをした場合にのみ認められる。

都では、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第98号）において、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、活動することができる場合として、地公法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉及びその準備を行う場合と定めており（第2条第1号）都費負担教職員もこの適用を受ける（第1条）。

(6) 機関運営への参加に関し求められる手続について

職員が、適法な交渉の準備として認められる機関運営に参加する場合は、一定の限度内で職務専念義務の免除（以下「職免」という。）及び給与減免の対象となるが、以下の手続を行うこととされている。

ア 職員団体は、行事日程表・構成員名簿を前月25日までに市教育委員会に提出する。

イ 市教育委員会は、提出された行事日程表・構成員名簿を承認基準により承認し、各学校長に通知する。

ウ 職員団体の機関運営に参加する職員は、事前に学校長に職免及び給与減免を申請する。

エ 学校長は、提出された職免及び給与減免申請書を行事日程表・構成員名簿と照合の上、仮承認する。

オ 機関運営に参加した職員は参加票に記入し、職員団体は確認の上、市教育委員会に提出する。

カ 市教育委員会は、提出された参加票を行事日程表・構成員名簿とを照合の上確認し、学校長に送付する。

キ 学校長は、参加票を確認の上、職免及び給与減免を本承認する。

2 教育庁の説明

本件職員については、その給与については、市町村立学校職員給与負担法第1条に基づき都が負担している、いわゆる都費負担職員であり、東京都教育庁人事部人事計画課長が支出負担行為を行い、総務部教育政策室予算担当課長が支出命令権者となつて、都が給与の支出を行っている。

本件職員に対する服務監督権は、地教行法第43条第1項により、国立市教委が有しているとともに、超過勤務手当を含む給与の支給事務については、事務処理特例条例第2条表3のイにより、給与減免については、同条例第2条表4のロにより、国立市教委が行うこととされている。

本件職員の超過勤務命令及び時間内職員団体活動に係る職免及び給与減免の事務手続について、請求人が主張する個々の事例については、国立市教委がその権限に基づき調査、判断し、適切に処理するものである。

教育庁としては、事実関係を明らかにするため、国立市教委に対し、平成14年9月10日付14教人勤第114号により、本件職員に係る関係帳票の提出を求めるとともに、平成14年9月27日付14教人人第302号により、事実関係の調査を依頼し、報告を受けた。

そのうえで、平成14年10月28日付14教人人第352号により、上記調査によって明らかになった事実関係を踏まえ、個々の事例に対する現時点での国立市教委の見解について、報告を受けたところである。

これらの報告を踏まえた、請求人の主張に対する教育庁の見解は、以下のとおりである。

1 超過勤務命令について

平成13年4月分以降の超過勤務等命令簿の校長印について、本件職員が不当に押した印であるとの請求人の主張であるが、まずこの印は、校長が教頭に預けていた校長私印であることは、事実である。

また、平成13年11月分の超過勤務等命令簿については、16日分、22日分、28日分の命令権者の命令印がないことも事実である。

国立市教委はこの件について、上記事実については認めているが、その押印を誰が行ったかについては、関係者への事実確認を含む調査においても、前校長、教頭、前教頭全員が押印の事実を否定するなど、現時点では事実関係が確定できない、との判断をしている。

教育庁としては、この国立市教委の判断を踏まえ、現時点での事実関係の確定は困難であると判断するとともに、引き続き市教委と連携して事実の把握に努めることとするなど、適切な対処を行うこととする。

平成14年5月分の超過勤務等命令簿に命令権者の確認印がない、また、同年6月分及び7月分については、命令権者の命令印・確認印がともにない、との請求人の主張については、事実である。

国立市教委はこの件について、事実であることを認めるとともに、5月分については、国立市教委の行った事実確認の中で、校長が事務上のミスであることを自ら認めていることから、給与返還は求める必要がない、との判断をしている。

また、6月分及び7月分については、命令権者の押印がない超過勤務等命令簿により、時間外勤務手当等報告書が作成され、時間外勤務手当の支給が行われたことは事実であることから、適正な事務手続きがとられてない以上、給与の返還を求める必要がある、との判断をしている。

教育庁としては、この国立市教委の判断を踏まえ、本件職員が、校長の命令及び確認を受けていない平成14年6月分及び7月分の超過勤務等命令簿に基づき、時間外勤務手当等報告書を作成し、手当の受給を受けた行為は、違法・不当なものであり給与の返還請求を行う必要があるため、国立市教委と連携して、適切に対処することとする。

2 職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請簿について

職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請簿（以下「申請簿」という。）の記載上、日付が逆転している、職免時間が合致しない、職免時間が未記載、等の主張が請求人からなされているが、これらについては事実である。

国立市教委はこれらの件について、すべて事実であることを認めるとともに、日付が逆転していることについては、本件職員があらかじめまとめ書きをしてしまうため予定が変更されたもの等については順序が逆になってしまうこと、職免時間が合致しないことについては、本件職員の計算ミスであること、職免時間が未記載であることについては、本件職員の記入漏れであること、などの理由により、いずれ

も事務処理上の問題であり、違法・不当なものであるとはいえないとして、給与の返還は求める必要がない、との判断をしている。

教育庁としては、国立市教委の判断を踏まえ、記載等の不適切な点はあるが、給与減免の対象となる事実と手続の履行は確認できるため、違法・不当な行為であるとは認められないと判断するとともに、適切な事務処理について、国立市教委をとおり、指導していくこととする。

また、本承認欄に翌年度校長印があるとの請求人の主張については、事実である。

国立市教委はこの件について、事実であることを認めるとともに、市教委から学校への参加票送付について、平成14年2月18日分、同年2月25日分、同年3月4日分及び同年3月7日分については、平成14年4月1日に送付、平成14年3月14日分については、平成14年5月16日に送付したことを確認しており、このことから、学校における本承認が年度を超えた処理となっていることは、違法・不当なものであるとはいえないとして、給与の返還は求める必要がない、との判断をしている。

教育庁としては、国立市教委の判断を踏まえ、違法・不当な行為であるとは認められないと判断するとともに、適切かつ迅速な事務処理について、国立市教委をとおり、指導していくこととする。

また、本承認欄に印がないものがあるとの請求人の主張については、事実である。

国立市教委はこの件について、請求人の主張があった時点では事実であったことを認めるとともに、現時点では、すべて本承認がされ事務処理は終了していることから、違法・不当なものであるとはいえないとして、給与の返還は求める必要がない、との判断をしている。

教育庁としては、国立市教委の判断を踏まえ、違法・不当な行為であるとは認められないと判断するとともに、適切かつ迅速な事務処理について、国立市教委をとおり、指導していくこととする。

また、参加票があるが職免申請がない日があるとの請求人の主張については、事実である。

国立市教委はこの件について、事実であることを認めるとともに、適正な事務手続きがとられていない以上、給与の返還を求める必要がある、との判断をしている。

教育庁としては、この国立市教委の判断を踏まえ、本件職員が平成14年3月1日に申請簿上の申請を行うことなく職員団体活動に参加した行為は、違法・不当なものであるとして給与の返還請求を行う必要があるため、国立市教委と連携して、適切に対処することとする。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び教育庁の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において請求人は、超過勤務命令がないにもかかわらず超過勤務手当を本件職員に支給したこと及び職務専念義務免除申請等の処理・手続に不備があるのに減額せずに給与を本件職員に支給したことを違法・不当と主張していると解されるので、以下、このことについて判断する。

(1) 超過勤務手当の支給について

ア 平成13年度について

関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

(ア) 本件職員の平成13年度の超過勤務等命令簿（以下「13年度命令簿」という。）において、平成13年11月分の5回のうち3回について命令権者印欄が空欄となっていることを除き、命令権者印欄及び命令権者確認印欄に平成13年度の本件小学校の校長名の印影が認められ、給与担当確認の校長欄においても同一の印影が認められること。

(イ) 13年度命令簿に押印されている印影は、平成13年度の本件小学校の校長が教頭に預けたと説明している印鑑（以下「13年度校長決裁印」という。）の印影に酷似していること。

(ウ) 国立市教委の事情聴取において、平成13年度の本件小学校の校長及び教頭（以下「13年度校長等」という。）は、13年度命令簿の命令権者印欄等の印影が13年度校長決裁印の印影に酷似しているが、13年度命令簿に13年度校長決裁印を押印していないと説明していること。

(エ) 国立市教委の事情聴取において、本件職員は、13年度命令簿について何

回かの超勤をまとめて決裁を受けていたが、自らは13年度命令簿に13年度校長決裁印を押印していないと説明していること。

- (オ) 監査日現在、13年度命令簿に13年度校長等は13年度校長決裁印を押印していないとする13年度校長等の説明を事実として確認できる資料がないこと。
- (カ) 監査日現在、13年度命令簿に本件職員は13年度校長決裁印を押印していないとする本件職員の説明を事実として確認できる資料がないこと。

以上のことから、13年度命令簿に13年度校長決裁印を、13年度校長等が押印していない事実及び本件職員が押印していない事実についてはいずれも確認できないものの、13年度命令簿に13年度校長決裁印が押印されており、超過勤務等命令簿としての形式は整っていることが確認でき、平成13年度は超過勤務命令及び確認行為が行われたものと推定せざるを得ない。

また、超過勤務命令の上で、平成13年11月分の5回のうち3回に命令権者印がないことは、手続上きわめて問題であるといわざるをえないが、命令権者が超過勤務が行われたことを確認する命令権者確認印が押印されていることから、形式上は命令権者による追認が行われたものとみなさざるをえない。

したがって、本件職員に対する平成13年度の超過勤務等命令簿に基づく超過勤務手当の支給について、違法・不当とまでは認められない。

イ 平成14年度について

関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

- (ア) 平成14年4月分の超過勤務等命令簿については、命令権者印欄及び命令権者確認印欄に平成14年度の本件小学校の校長（以下「14年度校長」という。）が押印していること。
- (イ) 平成14年5月分の超過勤務等命令簿については、命令権者印欄に14年度校長が押印しているが、命令権者確認印欄は空欄であること。
- (ウ) 国立市教委の事情聴取において、14年度校長は、平成14年5月分の命令権者確認印欄が空欄である理由を聞かれて「押すことを忘れた」と説明していること。
- (エ) 平成14年6月及び7月分の超過勤務等命令簿については、命令権者印欄及び命令権者確認印欄は空欄となっていること。

(オ) 平成14年8月は超過勤務の実績がなく、超過勤務手当も支給されていないこと。

以上のことから、平成14年5月分の超過勤務命令については命令権者確認印がなく、手続上問題であるが、14年度校長は命令権者確認印欄に「押すことを忘れた」と説明していることから、超過勤務が行われたことを14年度校長は確認していると推認されるので、違法・不当とまでは認められない。

平成14年6月及び7月分については、命令権者印欄及び命令権者確認印欄がともに空欄となっており、超過勤務命令が行われたとは認められず、平成14年6月及び7月分の超過勤務等命令簿に基づき超過勤務手当を支給したことは違法・不当であり、請求人の主張に理由があるものと認められる。

したがって、本件職員が平成13年4月以降に行ったとされる超過勤務に対して支給された超過勤務手当のうち、平成14年6月及び7月分の超過勤務等命令簿に基づき超過勤務手当を支給したことは違法・不当であるとする請求人の主張には理由があるものと認める。

(2) 減額せず給与を支給したことについて

請求人が本件職員に給与を減額せず支給したことを違法・不当とする理由を整理すると、次のとおりとなる。

- (ア) 申請簿の記載順序が時系列的に前後していること。
- (イ) 申請簿における日時欄の記載に一部未記入等の不備があること。
- (ウ) 申請簿における本承認欄に空欄等の不備があること。
- (エ) 参加票があるが申請簿に記載がないこと。

以下、このことについて判断する。

ア 申請簿の記載順序が時系列的に前後していることについて

関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

- (ア) 平成13年8月1日以降の申請簿において、記載されている時間内職員団体活動の順序が、時系列的に前後している個所が4か所あること。
- (イ) 時系列的に前後している8件の時間内職員団体活動について、行事日程表、構成員名簿、申請簿及び参加票のすべてが確認できること。

(ウ) 教育庁は、時系列的に前後したことについては事務処理上の問題であると説明していること。

以上のことから、申請簿において時系列的に前後している8件の時間内職員団体活動については、仮承認・本承認を行うために必要な書類はすべて整っていることが確認でき、時系列的に前後したことについては事務処理上の問題であると教育庁が説明していることは妥当であると認められる。

したがって、申請簿において記載順序が時系列的に前後していることをもって、減額せず給与を支給したことを違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

イ 申請簿における日時欄の記載に一部未記入等の不備があることについて関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

(ア) 申請簿の日時欄において、開始日時と終了日時（以下「職免等日時」という。）及び時間数を記載することとされていること。

(イ) 平成13年8月1日以降の申請簿において、職免等日時と時間数が不整合となっているもの及び時間数が記載されていないものが、計3か所あること。

(ウ) 該当する3件の時間内職員団体活動について、行事日程表、構成員名簿及び参加票が確認できること。

以上のことから、該当する3件の時間内職員団体活動については、行事日程表、構成員名簿及び参加票から、職員団体活動が開催されたこと及び本件職員が参加したことが確認でき、本件職員の記入漏れなどの事務処理上の問題であると教育庁が説明していることは妥当であると認められる。

したがって、申請簿における日時欄の記載に一部未記入等の不備があることをもって、減額せず給与を支給したことは違法・不当であるとする請求人の主張には理由がないものと認める。

ウ 申請簿における本承認欄に空欄等の不備があることについて関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

- (ア) 平成13年8月1日以降の申請簿の本承認欄において、平成13年度に仮承認した時間内職員団体活動について14年度校長が押印している個所が5か所あること。
- (イ) 請求人が事実証明書として提出した平成14年度の申請簿の写しにおいては、平成13年8月1日以降、本承認欄に校長印がないものが5か所あること。
- (ウ) 14年度校長が本承認欄に押印した平成14年2月18日以降の時間内職員団体活動にかかる参加票が国立市教委から本件小学校に送付されたのは平成14年4月以降であること。
- (エ) 14年度校長が本承認欄に押印した平成13年度の時間内職員団体活動については、行事日程表、構成員名簿、申請簿及び参加票のすべてが確認できること。
- (オ) 請求人が本承認欄に校長印がないとした5か所のうち3か所については、行事日程表、構成員名簿、申請簿及び参加票のすべてが確認でき、監査日現在、14年度校長により本承認欄は押印されていること。
- (カ) 請求人が本承認欄に校長印がないとした5か所のうち1か所については、本件職員が社団法人東京都教職員互助会の運営委員会に参加したもので、時間内職員団体活動ではなかったこと。
- (キ) 請求人が本承認欄に校長印がないとした5か所のうち1か所については、請求人が事実証明書として提出した平成14年度の申請簿の写しにおいては平成14年6月10日となっているが、教育庁から提出を受けた本件職員の平成14年度の申請簿においては、平成14年6月11日となっていること。
- (ク) 国立市教委の事情聴取において、平成14年度の本件小学校の校長及び2人の教頭のいずれもが、平成14年6月10日として仮承認を受けた申請簿は、新聞報道後本件職員により書き換えられたと説明していること及び本件職員も書き直したと説明していること。
- (ケ) 平成14年6月10日の時間内職員団体活動については、行事日程表、構成員名簿及び参加票が確認できること。

以上のことから、平成13年度に仮承認した時間内職員団体活動について14年度校長が本承認したこと及び本承認欄に校長印がなかったもの5か所のうち3か所については、手続に若干の遅れが認められるものの、関係書類が確認

できることから、違法・不当とまでは認められない。

また、請求人が本承認欄に校長印がないとした5か所のうち1か所については、本件職員が社団法人東京都教職員互助会の運営委員会に参加したもので、時間内職員団体活動とは異なり、休暇・職免等処理簿により申請すべきところを、申請簿により申請したものにすぎず、違法・不当とはいえない。

さらに、請求人が本承認欄に校長印がないとした5か所のうち1か所については、監査日現在、本件職員の平成14年度の申請簿の日時欄において平成14年6月11日と記載されているが、請求人が提出した事実証明書からも平成14年6月10日で仮承認を受けたことが認められ、かつ、平成14年6月10日の時間内職員団体活動について関係書類が確認できることから、申請簿を管理者の了解を取らずに書き直したことは問題があるといわざるをえないが、違法・不当とまでは認められない。

したがって、平成13年度の申請簿の本承認欄に14年度校長の印が押印されていること等をもって、減額せず給与を支給したことを違法・不当とする請求人の主張は認められない。

エ 参加票があるが申請簿に記載がないことについて

関係資料の調査及び教育庁の説明から、以下の事実を確認した。

- (ア) 平成14年3月11日に開催された東京都教職員組合北多摩西支部事務職員部常任委員会（以下「本件活動」という。）の参加票があるが、申請簿に記載がないこと。
- (イ) 本件活動については、行事日程表に記載されているとともに、構成員名簿に本件職員の氏名が記載されていること。
- (ウ) 該当の参加票には、本件職員を含め4人の氏名が記載され、かつ、印と表示のある欄に本件職員名のサインがあること。
- (エ) 本件職員の平成14年4月分以降の給与は減額されていないこと。

以上のことから、職免及び給与減免の仮承認がないにもかかわらず、本件活動に本件職員が参加したことが認められる。

したがって、参加票により平成14年3月11日に時間内職員団体活動に参加したことが認められるにもかかわらず、申請簿に記載がなく、仮承認を受け

ていないことから、参加票があるが申請簿に記載がないのに減額せず給与を支給したことは違法・不当とする請求人の主張には理由があるものと認める。

よって、本件請求のうち、平成14年6月及び7月分の超過勤務等命令簿に基づき超過勤務手当を支給したこと及び平成14年3月11日の時間内職員団体活動に仮承認を受けないまま参加したにもかかわらず減額せず給与を支給したことを違法・不当とする請求人の主張には理由があるものと認められるので、別項のとおり、都教育長あて勧告を行う。

また、超過勤務命令、職務専念義務の免除及び給与の減額免除の手続について、法令等に基づく適切な措置が履行されていない事実が認められたので、都教育委員会に対し、別項のとおり意見を付す。

【都教育長への勧告】

法第242条第4項に基づき、都教育長に対し、次の措置を講じることを勧告する。

(1) 措置すべき事項

適正な手続をとらずに、超過勤務手当を支給したこと及び勤務時間内において職員団体活動を行った時間相当分の給与を支給したことに伴う都の損害額を確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。

(2) 措置期限

平成14年12月31日

【都教育委員会への意見】

「国立市立小中学校教職員の勤務時間内職員団体活動を違法・不当として当該時間相当分の給与返還等を求める住民監査請求」の監査結果（平成12年9月29日付12監総第540号）において、国立市教職員が、適正な手続をとらずに、勤務時間内において職員団体活動を行ったことについて勧告を行うとともに、その手続が適正に行われるよう、指導の徹底を図ることを、都教育委員会に対し要望したところである。

にもかかわらず、今回の監査において、超過勤務命令及び職員が勤務時間内において給与を受けながら職員団体活動に従事する場合の職務専念義務の免除及び給与の減額免除の手続が、適切に行われていない事例が認められたことは誠に遺憾といわざるをえない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条によれば、都教育委員会は市に対し、市の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができるとされていることから、超過勤務命令、職務専念義務の免除及び給与の減額免除の手続が適切に行われるよう、より一層の指導の徹底を図られたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都職員措置請求書

1、請求の要旨

国立市立第五小学校は、体罰による処分などに始まるさまざまな不祥事が繰り返されてきた学校であります。職務専念義務の問題、教員間の現金授受・職員室の私的文書コピー、職員会議録等に見られる校長と教職員の対立など、教育公務員としての規律の乱れは目に余るものがありました。そして当該校の都事務主事においては、事務室及び事務職員が保護者・市民に対し、全体の奉仕者として到底許されるべきではない言動が認められ、一事務担当に過ぎない職員が、事務上の学校経営の主導権を握りがちであったとされています。今般、不当な給与の支払いを受けるとともに、職務上の職責を利用して、不当に自らの超過勤務手当を受給したという違法行為が明らかになりました。

超過勤務は学校長がその内容と時間について命令し、その後職員と学校長が実績確認するもので、全て印による決裁となっています。そして、事務職員が時間外勤務手当等報告書によって都に報告し、手当を受給するものであります。しかし、平成14年4月には手続き上書類がととのってはいるものの5月の勤務命令簿には学校長の確認印がなく、6月7月の両月には命令権者印すらない事が明らかになりました。命令を受けていないにもかかわらず、架空の命令簿を作成し、自らの職権で作成した虚偽の報告書によって、自ら超過勤務手当を受けたという事は、違法な手当の受給であります。

当該職員は、平成13年度171時間の時間内組合活動に参加しています。その反面53時間の超過勤務をしたとしております。時間内組合活動については、職務専念義務免除と給与減額免除申請に不備があり、参加票も含めた手続きに瑕疵があり、その時間に支払われた給与は不当な支払いであります。そして、業務に支障がない事を前提とした時間内組合活動であるにもかかわらず、超過勤務が53時間という事は、支障が明確にあった訳であります。一方超過勤務53時間の実態について調査したところ、13年度学校長及び二人の教頭は、超過勤務等命令簿には一切押印した事実はないと証言しております。13年度1年のみ学校長の職にあった元校長は、命令簿の存在すら知らなかったと思われまふ。また命令簿には、勤務内容や日時を書く欄がありますが、筆跡は全て一様であり、当該職員が書いたものであり、現にある押印は職員が不当に押した命令権者の印と思われ、このことにより得た超過勤務手当は違法な手当の受給であります。このような違法行為は相当な注意力をもってしても知り得ず、1年以上経過した事案についても請求の対象となります。

以上、架空の超過勤務の命令及び命令簿の作成したこと 虚偽の報告書を作成し、都に報告したこと それにより違法な手当を受給したことは、職務上の権限を行使した悪質な行為であり、業務上の処罰の対象にもなることです。都はこの違法な公金支出の手当を返還させるとともに、当該都事務職員を法的手段に基づいて厳正な処分をすること。また、時間内組合活動の手続き上の不備を精査し、不当に支払われた給与は違法な公金支出であり、都に返還させること。

当該職員は学校都事務の職員にふさわしくなく公務員としての資質にも欠けるところから、職員配置転換をすること。更に、当該校に赴任した平成9年度まで遡り、超過勤務手続きの実態を調査すること。併せて国立市のみならず都の全公立学校事務職員の時間内組合活動及び超過勤務の実態を調査して必要な改善を図るとともに、学校事務に対する監査を制度化し、事務手続きを適正化して学校長の学校経営に資する体制を創る事。

最後に、時間内組合活動におけるながら条例は、学校教育の健全化に多大な悪影響をもたらしている事実があり、早期に改正するよう関係機関に働きかけること。

証拠書類を添え、必要な措置を講じるよう求める。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア 平成13年度職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請簿の写し
- イ 「平成13年度の各種文書に見られる都事務主事の勤務実態の問題点」と題する文書
- ウ 参加票一覧表（開催年月日2001年6月26日ほか2件）の写し
- エ 平成14年度職務専念義務免除申請簿・給与減額免除申請簿の写し
- オ 「平成14年度の各種文書に見られる都事務主事の勤務実態の問題点」と題する文書
- カ 平成13年4月から平成14年7月までの超過勤務等命令簿の写し
- キ 産経新聞（平成14年9月7日付けほか8件）の写し
- ク 「事務室の対応について」と題する文書
- ケ 時間外勤務手当等報告書（平成13年6月例月時提出ほか7件）の写し
- コ 「平成13年度勤務実績」と題する文書
- サ 平成14年9月19日に提出された請求人作成の「事実経過書」
- シ 平成14年10月3日に提出された請求人作成の「事実証明書」
- ス 平成14年10月9日に提出された請求人作成の「事実証明書」